

||| 研究ノート |||

日本の大学改革の方向について —「大学教育研究センター1998年度研究員集会： 大学改革と市場原理」の議論から—

塚 田 広 人

目次

はじめに

- 一 研究員集会での議論の紹介
- 二 議論の考察
- 三 まとめに代えて：大学改革の進め方—大学審議会答申にふれながら—

はじめに

1998年11月13・14日と広島大学で上記集会が開催された。これは民主教育協会（IDE）と同大学の大学教育センターとの共催であり、筆者は同協会会員としてこれに参加した。以下、同集会での議論の概要と、それに関わる大学審議会答申とについてふれ、大学改革をめぐる議論の一端に加わることとしたい。

一 研究員集会での議論の紹介

この研究集会はすでに今年度で第27回目を数え、昨年は「大学のアカウンタビリティとオートノミー」のテーマで開かれ、筆者に直接関心のあるところでは、国立大学の民営化・独立法人化についての国立大学協会の姿勢について阿部謹也一橋大学学長が報告されている。（そこで氏は国大協は民営化・独立法人化には反対であること、その理由の一つは地方国立大

学が果たしている重要な役割にあることを述べた。：『コリীগ』広島大学
大学教育研究センター通信1998・11，第27号，6頁)

今年度の研究集会のテーマのねらいを主催者は次のように述べている。
「・・・大学は厳しい競争時代を迎えようとしている」。その「状況の下、
現在の日本の大学は、改革をいわば強制され、全体的な視野を失いつつあ
るようにも見え」る。「今必要とされているのは、現在の大学改革を支える
原理的考え方を、少し距離を置いて対象化する作業である」。今、大学改
革の主たる提言者となっている「大学審議会が創設されたのは、規制緩和
路線に基づいた臨教審答申を契機としてであった」。この規制緩和路線
は、福祉国家政策を見直そうとする新自由主義の流れの中で出現した。「わ
れわれは、高等教育政策を考える場合、まず、新自由主義の経済理論を対
象化したうえで、大学改革を考え直す必要がある」。(「世界の高等教育政策
の流れを見」ると、すでに「『市場化』と称すべき、新自由主義に対応した
共通の事態の進行が認められ」る。「オーストラリアやスイス、ドイツなど
で進んでいる授業料の有償化の動きは、公費支出を減らし受益者負担を増
加させようとするものであり、「イギリスやフランス、オランダなどで進
んでいる大学評価は、競争による大学の活性化を目指したものである」。
「また、イギリスにおける、教育研究の達成度の評価に応じた補助金の配
分や、スイスやドイツにおける包括予算の導入による大学内及び大学間競
争の促進、奨学金の貸与制への移行」といった動きもみられる。)「科学技
術基本計画により科学技術振興と研究開発システムの確立とが合わせて促
進され、・・・大学審議会では、自己点検評価による(卒業生の：塚田)質の
確保と競争の促進が新たな段階に入ると予測される」今、この研究集会は、
「これらの市場原理による大学改革」が「日本の大学に・・・どのような変
容をもたらす」のかを解明することを狙って開かれる。(『コリীগ』8頁
より)

この目的のため、報告者も、「大学への市場原理の導入を提言した、経済
企画庁経済研究所の教育経済研究会座長の小椋正立氏、前東大総長で現在

日本学術会議会長と放送大学長を兼務している吉川弘之氏，広島大学大学教育研究センター講師の米澤彰純氏，国際キリスト教大学学長の絹川正吉氏，東京大学教授の金子元久氏，放送大学教育振興会理事長の大崎仁氏が選ばれた。

結果としては，新自由主義の経済理論の教育場面への現れについては若干報告者が少なく，報告者のバランスとしてはやや市場化推進論の立場からのものが少なかったと言えようが，集会全体としては以下に述べるとおり両立場からの多様な論点が提起されたと思われる。

小椋正立氏は，市場原理によって大学改革を推進することに賛成とする立場からの報告を行った。氏の議論の骨子は次のようであった。

一，どのような制度であっても社会にとって有用なかぎりでのその存続を許される。日本の大学は消費者（学生）のニーズを無視したものとなっている。日本社会をみれば，司法であれ，金融政策であれ，自治と名の付くものはみなそうなりやすい。日本の高等教育市場の問題点として，まず受験期の競争がある。文部省が定員を決め，それを低価格で供給するので超過需要が発生し，需要側の支払う意図のある価格と低価格との差額は塾産業に吸収されている。次に国立と私立の授業料格差の問題がある。同学力の学生から私学はより高い学費を徴収するが，少子化がすすむと私学はこの点で競争力を失う。それが単に補助金の差から生まれているとしたら不公平である。競争がない国立大では低授業料ゆえに私学と同質の学生がくるので，教育のために努力する意欲が減少し，結果として消費者としての学生の満足は低下する。

二，だが，これまではこのような国立と私立の併存の仕方への社会的合意があった。ところが今，次のような変化が起こっている。市場のグローバル化は生産拠点をグローバル化させた。企業内の研究開発投資よりも基盤技術の開発が重要なものとなった。また，競争力維持のため中高年を切らねばならなくなり，超長期雇用制度が崩れつつある。さらに，企業にと

っては平均以下の労働力は不要となり、かつて大学に求められたスクリーニングの機能が不要となる。すると残るのは消費者（学生）が求める教育を提供することだけとなる。こうして、高等教育にたいして、先端性、機動性がより強く求められるようになる。そこでは文部省のコントロールはマイナス要因となる。そこでのキーワードは市場性(消費者主権)、分権性(多数の主体が独立にギャンブルすることによる危険分散)、競争原理(自由競争による参入と退出)である。

このような氏の立論に対する筆者の疑問は二つである。一つは、教育とはそもそも市場原理に任されるべきものなのかどうかである。氏は「高等教育市場」という言葉を使っていることから、この点に疑いをもっていない。だが、根本的に、私は教育とは現代の市民社会においては市民が市場で競争する以前の、その能力を育てるためのものであり、それは社会の共同事業であると考え。この考え方と氏の考え方(教育は個人の満足のための財の生産、消費である)といずれが正しいかがまず議論されねばならない。(拙稿「市場経済システムと教育制度」(上)(下)、『山口経済学雑誌』第46巻5号、6号参照) もう一つは、「教育財」をめぐる氏の単純明快な議論にもかかわらず、氏はかつての制度を支えていた社会的合意があったことを認めている。それが、氏のいう消費者の利益、また、グローバル化の強制力と比べて、今、重要性が低いものとなったのかが判定されていない。もし後者の方が重要性は低いのであれば、そちらを変えることが必要となるはずである。なお、フローアからは、マーケットは長期的視野をもたず、社会としての長期的に必要な産業、教育の分野を確保できないとの批判がでた。小椋氏は教育機関が分散投資をすることを提言したが、それがそもそも期待できないところに質問者の問題意識があったと思われる。

吉川弘之氏は大学改革と学問の改革に焦点を当て、次のように論じた。

一、大学改革とは学問の改革である。人類は後世に知識を伝えねば滅びる。しかし、今学問体系は複雑化しすぎている。なぜか。それはニュート

ン以後、学問が領域限定の方法に深く入りこんだからである。細分化の問題は学問だけでなく、たとえば環境問題もそこから生まれている。各行動主体の行為がばらばらに行なわれたことが環境問題の原因である。工学でいえば、建築学と自動車工学が切り離されていると、排気ガスに悩まされる家ができる。みすぼらしいイメージのガレージの存在は両者の境界領域に問題があることを示している。だが、実はニュートンも、細分化の後の統合を志していた。それをなす時間がなかっただけである。今、それが必要となっている。相互批判、相互扶助さえも期待できない領域細分化の進展は大学の経営にも表れている。現在の大学経営は各領域代表の全員コンセンサス型であり、変化に時間がかかる。この改善が課題である。

二、こうして環境問題であれ、クローンであれ、臓器移植、ヴァーチャル・リアリティー、内分泌攪乱物質、フロンのおゾン層破壊であれ、専門化された知の領域を統合、体系化することが求められている。時代の精神は変わりつつある。今重点となるべきは、過去をいかに延長するかといったhowではなくwhatである。若者は環境問題に非常に敏感だが、そういった彼らが求めるものと教官が教えたものが今乖離している。これに対し、大学審議会は制度的に学生に勉強させよというが、これのみでは成功しない。大学人が学問の改革に自ら取り組むしかない。よい研究をすれば文部省も当然人員を増やしてくれる。また、大学の個性を可視的にすれば、学生もその大学を目指すようになる。

吉川氏はこのように学問の統合化と研究・教育の改善を論じた。筆者の経験からは、大学の改善はとくに教育分野においてその余地が大きいと思われる。教育方法の改善の具体事例について質問したところ、氏の所属する放送大学の授業作成方法について説明があった。そこでは、一つの講義を放送するにあたって、その講義内容は多数の人員（教官たち、ディレクターなど）が協力して多大なエネルギーを投入し、周到に準備することが紹介された。

確かに教育方法の改善が大学改革の一つの中心課題であると思われる。

そもそも大学とは「一国の精神的、文化的価値の体現者」（後述、大崎氏の発言）である。そしてその中心は教官と学生からなる研究と教育にある。そして、そこでの研究対象は、実社会の私的企業が行なう種類のものではなく、その基礎となる、人類の普遍的な人文、社会、自然の各分野における知識の探求と存続にある。そこでの対象はあくまで人類の長期的な利益の増進にある。それゆえにそれはまさに時の権力などから守られるべき学問の自由を有し、大学の自治もこの目的のゆえにこそ必要となる。だが、そこでは同時に自己研鑽、学会、研究会などを通じた教官同士の切磋琢磨と、教官と学生の間、教育活動を中心とした研究・教育活動の改善のための努力が不断に払われねばならない。この点がもっとも重要であるがゆえに、また（小、中、高、大といずれかの教育に携わったものであれば容易に実感するものであろうが）同時にまたもっとも難しいところでもあるがゆえに、吉川氏の教育方法の改善のための経験の紹介は貴重な意味を持つ。

米澤彰純氏は、ここ数年来行なわれてきた自己点検・評価のねらいとその経験に関する実態調査の結果を、大学の市場化の流れとの関係を視野におきながら次のように報告した。（調査の詳細は「大学の評価システムに関する全国調査 質問紙調査の結果概要」1998年4月広島大学大学教育センターを参照のこと。）

一、評価の目的は、大学の教育・研究活動の改善、学外への情報提供にあり、また文部省の予算配分の参考資料ともなりうることにある。（情報提供という目的は、大学教育の市場化が進んでいくばあい、消費者にとっての貴重な情報提供としての意味をもつ。）各大学の評価活動は、日本の大学システムがもつ複雑性、多様性にマッチした多様なものとなっている。その特徴を見ると、学生による授業評価は、理・工・農が積極的、社会科学系が消極的、組織運営は大規模校で積極的、理系で消極的、研究は国立で積極的、文系を含む大学で消極的、入試・就職は私立で積極的となってい

る。また、これを第三者評価に変化させる方向性については、理工農系を含む大学は積極的となっている。大学審議会は現行の自己点検・評価の方式は不十分であり、第三者機関の評価が必要との意見が多いとしている。しかし、過度の評価システムの集権化は大学評価の発展を阻害する恐れがある。自己点検評価への技術支援こそが求められている。

私が属する機関の評価活動は決して形骸化しているとは思われない。それは毎年行なわれ、各時期ごとの学部の研究、教育活動の課題の解決過程と残された課題の集約がなされ、学部発展のための重要な資料となっている。大学評価が、消費者にとっての商品の情報提供としての意味を求められ、かつ、消費者がたとえば数字的なランク付けといった情報を本当に求めているのならば、なんらかのランク付け機関を作ることも意味があるであろう。しかし、現在いわゆる受験産業で行なわれているような偏差値付けは、同水準の学力をもつものを序列化された大学に分配するだけの単なる苦し紛れの順位付けにすぎず、何の実質的意味ももちえないものである。これと異なった、実質的なその種の評価付けが本当に可能であるかいなか、まずその点が議論されるべきであろう。

絹川正吉氏は「任期制と教員の流動化」と題して、大学の研究、教育の活性化の一つの方法として先般法制化されるに至った教員の任期制について報告された。

氏の主張をよりよく理解するために、事前に配布された別稿「大学審議会『21世紀大学像』（中間まとめ）を読む」（『コリグ』前掲2-3頁）を見ておこう。そこでの氏の主張は次のようである。「一言でいって、中間答申は対症療法的である。ある部分はまさに『大学教育マニュアル』のようである。いちいち国家が大学教育方法を伝授しなければならないのか。言われなければ大学教員は教育に努力しないのか。そんなことはない。」98年5月には国際基督教大学で「大学教育学会」が開かれた。400人以上の大学教員等が、自発的意志で参加し、二日間にわたって熱心に議論した。「国が

なすべきことは、このような大学教員の自発的努力を助成する政策を実行することである。」また、中間答申は教養大学と研究大学への種別化を提言している。これは設置基準の大綱化以後生じた教養教育の崩壊を拡大再生産する危険性を持つ。このような危険性を持つ答申がなぜ生まれるのか。それは政財界からの、「科学技術立国」路線が成就しないことへのいらだちにあると思われる。それは、「今回の中間答申が明らかに国立大学理工系を焦点にしている」からである。これは私学を無視した「帝国大学中心主義」の発想である。「私立大学における最大のパラダイムは、学生が集まると言うことであり、国立大学においては国・民族の将来を安からしむということにある。当然、基礎研究とか、それに関する教育などは主として国立が担当しなければならない」（有馬朗人等編『国立大学のルネッサンス』同文書院，1993年，9頁）という「偏向した大学観が、今回の中間答申を支配したのではないか。」（下線引用者）

これらの主張を背景としつつ、絹川氏は上記報告で次のように付け加えた。

一、（任期制の背景と欠点について従来広く議論されてきた事柄，たとえば短期型業績主義への危険，権力濫用のおそれなどについては略。）米国では、教員たちがキャンパスへの忠誠心を高めつつある。「日本の大学のように落ち着いて研究，教育をしたい」と。今，トレンドは教育に向いている。そのとき任期制は逆流となる。北陸先端科学技術大学院大学では任期制を教授職にまで広げたが，年金法を何とかしない限りこの制度は使えぬとの意向である。（また，そもそも任期制のねらいは，「ポスト・ドクトラル・フェロー」対策にあったとの有馬氏の発言も紹介された。）

下線を付した箇所がここでの主たる論点である。前者の自発的努力の助成の箇所は基本的に正しいと思われる。古来，学問の伝達においては少人数であるほど伝達内容の密度は濃かったであろう。それは受け手からの反応が送り手に直接伝わるからである。その点で，いわゆる大教室での授業はそのような対面教育の利点を欠きやすい。これは筆者も所属する文系で

起こりやすい。そもそも大学設置基準によって、文系は理系に比べてより多くの学生を少数の教員で教えることができるものと決められている。そのような多人数教育という条件下でいかにして伝達の質を維持するかには教員側の多大な努力と工夫がある。それには絹川氏の紹介するような教育方法に関する経験交流、また先の吉川氏の紹介する講義の集団的作成などが大きな効果を持つ。

二番目の帝国大学中心主義の論点もおそらく正しいであろう。だが、大学審議会は98年10月のその最終答申では、表現上、理科系への特別な言及を取り去った。この点は一つの改善といえるかもしれない。だが、さらに、有馬現文部大臣は「教育学術新聞」のインタビュー（98年9月16日付）の中で、大学改革の方向として各大学の個性化と各教員の教育へのいっそうの注力とを上げた。個性化においては教養専門の、あるいは専門だけの大学もあって良いとさえ述べた。これはしかし大学の姿としては疑問である。戦後の日本の新制大学の設立の本旨は教養と専門の両面においてバランスのとれた学生を育てることにあつた。それは戦前の専門分野に特化された教育が持った偏りへの反省から発したはずである。個性化の名の下で有馬氏はこの重要な点を忘れようとしているかに見える。

金子元久氏は国立大学の私学化に関連して、オランダの大学改革の例を次のように紹介した。

一、1997年の高等教育法改正で、管理運営の基本概念として契約の概念が導入された。これは学長が管理運営委員会に対して5年間の期限で大学運営に関する目標を提出し、その達成を誓うものであり、この期間は財政・人事権が各責任部署に完全に委託される。また、各教員は従来の学部、学科等に所属しつつ、同時に新たに研究センター、教育センターにも所属するというマトリックス型の組織経営となった。つまり、教育センター員としては教育活動に対する評価がなされ、研究センター員としては研究活動に対する評価がなされる。また、オランダの大学はそもそも多額の基本財

産を持っていることも大きな特徴である。

契約概念の導入とマトリックス型組織の導入は大きな変化であろう。これらに加えて、契約概念に伴って設置された管理運営委員会が今後どのような実効を持ちうるかを検討する必要があるだろう。

最後に、かつて文部省高等教育局長も務めた経験を持つ、現放送大学教育振興会の大崎仁氏が次のような総括講演を行なった。

一、大学は一国の精神的、文化的価値の体現者であるべきである。それは公的資金で維持すべきである。明治13年の改正教育令で、教育とは人間形成、社会への影響の大きさからいって世間一般の仕事とは同じでないことが謳われている。大学に市場原理を導入せよとする、教育を他の財と同一視する単純化された議論には疑問の余地がある。だが研究活動については、外部資金の導入という形での市場化は検討の余地がある。イギリスの大学改革は、市場化ではなく、国家の富の増大に役立つように大学に言うことを聞かせることがねらいであった。その手段として資金配分システムを変え、政府が大きく関与できるように制度を変えた。そもそも大学教育には外部性が大きく働き、市場原理になじまない。その条件の下で大学を活性化させる（必要があるとしたら、その：塚田）ためには、それ以外の競争原理を働かせる必要がある。まず、活性化のためには低い高等教育への国家投資を増やすことが必要である。その際同時に、良い成果はより高く評価するという方法＝評価制を導入すべきである。

二、（また、関連事項として、次の点への言及があった。）1960年代の大学紛争は私学値上げから始まった。（慶応、早稲田、中央、明治、等々）これは私学経営を市場原理に任せた場合の実験の帰結であった。大正7年に私立大が認められたとき、大学経営は多額の資金を必要とすることから、篤志家が基本財産を持っていることを前提として認められた。しかし、敗戦後は授業料収入ですべてを賄う方式での私学設置が認められ、私学が事業的なものに変質していった。大学紛争を経て、私立学校振興助成法によ

り、国家からの助成が与えられるようになったが、同時に総定員管理も行われることとなり、現在に至っている。

二 議論の考察

問題点

改革の目的論に関する問題点：以上のように、今年の研究集会は大学改革と市場原理との関係に焦点を当てて議論された。だが、そこでの究極の課題は、大学の教育と研究をいかに改善していくかにある。改革とは改善よりも強い言葉であるが、結局はこの二つがそこでの中心課題であることに変わりはない。その際、何が大学の、すなわち教育と研究の目的であるかが第一の問題となる。上述の議論の中では一つには国家の富の増大との目的論が提示されていた。そしてそのための手段が科学技術の振興と位置づけられている。ここで国家の富とは、国民全員の富を意味している。国家に限らず、およそ社会とはその成員全員の満足の増大を目標としているがゆえに、これは当然のことである。だが、たとえば全員の消費財が増加しても余暇が減少すれば総体としての満足は減少しうることからわかるように、富とはそれ自体が独立の目標となるものではなく、正確には他の要素もすべて考慮した上での総合的な満足度を目標とすべきであろう。従って、国家の富の増大をことさらとりあげて目標とする大学改革論は過度の単純化の危険性を内包していることになろう。

議論の方法に関する問題点：富の増大と、その手段としての科学技術の発展を大学改革の基準とすることは、その時点での政府の主たる課題が経済的問題の解決にあればあるほど、本来長期的であるべき大学と、その改革の短期的目標として短絡的に前面にでてきやすいものである。それがそうならず、真に多数者の意見を反映した目標が設定されるためには、国民

多数の意見を十分にくみ取る仕組み・技術が必要である。その方法は様々な工夫される必要があるが、少なくとも、現行のような少数の「有識者」からなる審議会的な意見集約では、そのような普遍性を持ちうる合意形成となる可能性は少ない。その際、多数者からの意見集約の一方法として、大学の現在の当事者である教官と学生からの意見集約は、最もその現場に近いものからの意見として重要かつ有効である。だが、これについては、せいぜい中間答申などについて意見があれば寄せよ、程度の集約方法しかなく、またそれもほとんど教官対象のものであり、学生を含むものではなく、これでは当事者たちの意見を反映できる集約方法であったとはとても言えないであろう。

私見

以下、以上でも若干ふれた目的と手段に関する私見を以下に整理する。

目的について・・・大学の目的は人類の知的遺産の継承と発展にある。ここでは当然、継承するに値する知識が対象とされている。それは少なくとも大学の財政基盤を支える社会構成員たち（たとえば国立大学では国民一般）の求める利益に奉仕するものでなければならない。但し、そこでの奉仕とは、知識が持つその普遍的本質からして、民族的な、あるいは私的な直接の見返りを意味するものではない。それは人類的な普遍性を持つものであり、その奉仕の対象は国民であると同時に人類一般でもある。求める知識がそのような普遍性を帯びるとき、どのような知識が将来役に立つかはほとんど前もって予見することはできない。従って、大学での研究対象の設定に際しては、明らかに人間の利益に反する内容を持つと明確に判断されるもの以外はその研究と教育を許容するという消極的な制約法のみを採用することが必要である。そうでなければ、時の政府、あるいは時の学生などのそれぞれの短期的視点、好みによって、本来長期的、普遍的な性

格を持つ人類の知識の広範な発展の道がふさがれてしまいかねない。

このような内容を学問的営為の内容とするとき、そこでは基本的に大学人、教官と学生に対する信頼感が不可欠となる。また、このような普遍性を持つがゆえに、その運営は公的な資金で賄うことが可能かつ必要となる。確かに市場論者の発想のように、その昔には教育は親が行い、費用も彼らが負担していた。しかし、人間社会においては、その知的能力の発達とともに、そして社会的分業関係の発達とともに、人間の生存はますますその社会的集合力に依存するようになっていく。この傾向は止まるところがない。そしてそれゆえに教育は社会の共同作業としての性格をより強く帯びるに至っている。この理由のゆえにこそ、1966年の国連人権規約でも、高等教育においてもその無償化を各国の努力目標としているのである。日本はこの条項について保留している世界でも数少ない国の一つであるが、本来この留保が国力の増大とともに撤廃されるべきものであったことは、当時の国会での文部大臣発言に示されている。(前掲「章経済システムと教育制度」(上) 参照)

改革の手段＝焦点について・・・翻って大学の教育現場を見たとき、確かに現行の大学は、社会からの期待と財政援助に応えて、学業に専念している学生ばかりとは言えない状況もある。だが、その改善に当たっては、上に述べたような時の政府の意見や少数国民の意見のみを反映して拙速に陥ってはならない。(それがいかに問題の把握と提案において拙速であるかは三に示す。)大学の使命は研究と教育にある。そしてその中心は各教官の研究活動並びに教官と学生の講義の中にこそある。この二点をいかに改善するかがそこでの最大の焦点である。政府が先導してきた議論ではっきりしているのはひとえに効率を求めての飴と鞭の議論であった。現状に対する反省が上のように現に存在するとき、この主張はある説得力を持つ。だが、実はそれは全体としては不十分、不正確な議論である。そこでは、いかなる大学像が本当に求められるものなのか、何のための効率なのかが欠けて

いるように思われる。この点が不明なままの手段論は、短絡的な効率論となるきらいがあろう。では、これまでの政府主導の議論はどこに問題があるのか。この点を次に、大学審議会の考え方との関連で論じよう。

三 まとめに代えて：大学改革の進め方

—大学審議会答申にふれながら—

政府系の議論の到達点は大学審議会の答申によく表れている。98年10月の審議会答申では、大学の使命について、特に現在大学の学部教育で重要になっていることとは「課題探求能力の育成」であると論じている。他にも三つの基本理念を上げているが、それらは皆この最終的目的に対する手段として位置づけられる。その背景は一言でいえば国際関係、産業構造、人口構造、学術進歩の速度などの面で「大きな変化」が国内外で起こりつつあることとされる。(第一章, 1 - (1)) こうした変化に対応するためには、確かに知的対応力が大きな意味を持つであろう。大学改革の目標も、こうした意味での「課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上」にあるとされている。(第一章, 3 - (3)) この能力とは「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」と定義される。(同, (3) -

(イ))そのために必要なのは、教養教育の重視、専門教育の見直し、学部教育と高等学校教育の連携の改善、そして国際舞台で活躍できる能力の訓練とされる。また、この能力の育成のため、教員の授業設計、厳格な成績評価の実施、履修制限、教育方法改善のための集会的努力(ファカルティ・ディヴェロプメント)、学生の授業評価、企業の学業に配慮した採用活動が必要とされる。(第二章, 1 - (1))

そこでとくに重視すべきは教養教育の位置づけであろう。同答申では教養教育は「学問のすそ野を広げ、さまざまな角度から物事を見ることができるとする能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材

を育てる」という目標を持つとされる。(第二章, 1-(1)-1)-(イ))
これはまさに上に述べられた激変する環境, 社会に適應するために必要とされる能力そのものであり, その意味で, こうした能力の育成こそは専門教育にもまして今こそ重要性をもつものであると言えよう。

専門教育の見直しについては, 「細分化された狭い分野に限定された知識やそれまでの学問研究の成果をそのまま知識として教えることに終始するのではなく, 基礎・基本を重視しつつ, 関連諸科学との関係, 学問と人生及び社会との関係を教えることなどを通じて, 学生が主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を育成するよう配慮し工夫することが必要」とされている。ここには専門教育も, 「学問と人生, 社会との関係」を考えさせる中で, 課題探求能力の育成に役立つものとしようとのねらいが込められている。(同1)-(ロ))

急速に変化する社会という捉え方はまさに正しく, また, それに対処する方法は教養教育に示される諸能力の育成に多くを負うという把握もまた正しいであろう。課題探求能力の育成に重点を置いた第二章「大学の個性化を目指す改革方策」はこうして, 求められる目的とそのための手段との両面を論ずるに当たって首尾一貫したものであり, 本答申で大いに首肯しうるところである。

ところが, 同答申にはこれに矛盾した大きな議論が含まれている。それは第一章「21世紀初頭の社会状況と大学像」に含まれる高等教育の多様化の議論である。第二章もこれと類似した言葉, 「個性化」が章の題名に含まれているが, その議論は上のように課題探求能力の育成が中心であった。ところが第一章では, 「3 21世紀初頭の大学像」として, 「各高等教育機関の多様化・個性化」と「国公立大学の特色ある発展」が論じられる。そこでは大学, 短大などの学校種別の多様化と, さらにまた各種別学校内での多様化, 個性化が目指すべき姿とされる。大学については「それぞれの理念・目標に基づき, 総合的な教養教育の提供を重視する大学, 専門的な職業育成に力点を置く大学, 地域社会への生涯学習機会の提供に力を注

ぐ大学，最先端の研究を志向する大学，また学部中心の大学」や「大学院中心の大学」など，多様化・個性化を図ることが重要とされる。(第一章，3－(1)「高等教育の多様な展開」)また，国立大学については，「国費により支えられているという安定性や国の判断で定員管理が可能であるなどの特性を踏まえ，その社会的責任として，計画的な人材養成の実施など政策目標の実現，社会的な需要は少ないが重要な学問分野の継承，先導的・実験的な教育研究の実施，各地域特有の課題に応じた教育研究とその解決への貢献など」が期待されているとされ，「このような機能を十分果たしていない国立大学については，適切な評価に基づき大学の実情に応じた改組転換を検討する必要も出てくる」との強い姿勢さえもが示されるに至る。

(同，(1)－2))

しかし，ここに述べられている方針は，まさに教養教育と専門教育の分離の方向であると言わざるを得ない。また，国立と私立，さらに国立内部での「個性化」であり，ここにも先に示された「課題探求能力」のための教養教育重視という今後の基本方向とは反する方向でもある。さらにまた，教養教育と専門教育のバランスのとれた人材を育成することは，一人国立大学のみならず，すべての高等教育機関の任務でもあるにもかかわらず，この点を否定するものとなっている。(教養教育の，大学設置基準の大綱化以後の教養教育の弱まりが生じつつある点は先の絹川氏が報告の中で危惧したことでもある。)

第二章の2，3，4節の大学システムの柔構造化，組織運営体制の整備，多元的な評価システムの確立などは，すべて上の基本的目標に資するか否かで判断されるべきものである。しかし同答申はこの基本的目標の実現に即した首尾一貫した議論，改革案づくりに成功しているとは言えない。ここでは，本来の目標たる課題探求能力の育成に矛盾する制度作り＝教養教育の軽視としての多様化の方向が一方で謳われているといわざるを得ない。大学における課題探求能力の育成を重視するというのならば，何がそれを阻んでいるのかをこそいっそう踏み込んで議論していくことが求められる

ことであろう。そしてそれは単に少数の、それこそ専門分野出身の審議委員のみでは達成し得ない課題であることは明らかである。ここにこそ、広く大学現場の教員、学生の意見を集約すべき場づくりが必要とされる。そのような場づくりをこそ審議会は提案すべきであった。同答申にあった「専門分野でも、学問と人生、社会とのつながりを考えさせることができるような講義」との提案は、魅力的ではあるがその現実的な姿は簡単には浮かんでこない。しかしそれが教育と研究の現場での、学生のみならず教員の活動のいっそうの改善につながるかもしれないとの期待を持たせる言葉でもある。こういった初発的発想をさらに広く意見を集約する中で現実化し、豊かにしていくことこそが、真の大学改革の目標となるべきなのではないか。

変化する大学環境とはまさにその通りである。そこにおいて、我々は大学の教育と研究の目標として何を守り、何を変えるべきなのか、この点のより深い理解と合意を、より広い国民各層の間に作り出すことが今求められている。その意味では同答申は、上の批判が正しいとすればいまだ議論の緒についたばかりである。性急な結論づくり、政策づくりを急がず、より広い意見を、現場の学生と教職員のそれも交えて集約し、議論を発展させていくための条件づくりをすることが今政府機関のなすべきことではないであろうか。